



## 第2回

# 野田村・普代村

## 任意合併協議会で

# 新設「対等」合併と決まる 新町の名称は一般から公募

第二回野田村・普代村任意合併協議会会議は一月二十三日、村役場を会場に行われました。今回は、合併の基本となる五項目などについて話し合われ、合併の方式は「新設（対等）合併」、所有する財産もすべて新町に引き継ぐことを決めました。また「野田村・普代村の新しいまちづくりについてのアンケート」調査は、両村の二十歳以上各年代、男女別ごとに無作為に抽出した千人を対象として実施することとなりました。今月号では、その内容についてあらましをお知らせします。

第二回野田村・普代村任意合併協議会は一月二十三日、村役場3階大会議室を会場に委員二十六人が出席して行われました。今回の協議は、合併の

### ① 合併の方式

## 2村は対等合併として決定

新設合併とするか編入合併とするか、合併を考えるうえで最も基本的な事項です。

その後の協議の土台をつくって行くものでもあり、優先して論議されるべき事項とされています。野田村・普代村は、

方式、合併の期日、新町の名称、事務所の位置、財産の取り扱いの五項目。報告事項として、新町将来構想策定に係る住民アンケート調査について事務局より説明がありました。

相互の信頼と協力のもと、新設合併を目標に、合併に関する調査・研究を行うことで認識が一致してまいりました。

合併の方式については、当初の認識のとおり、新設合併を基本とすることで決定しました。

### ② 合併の期日

## 継続して審議をするつもり

合併特例法で財政支援措置などを受けるためには、平成十七年三月三十一日までに村議会の議決を経て、県知事に合併の申請を行う必要があります。

そして、平成十八年三月三十一日までに合併しなければなりません。

合併の期日については、村

### ③ 新町の名称

## 新町にふさわしい名を公募

新しい自治体の名称は、魅力あふれる新町にふさわしい名称とするために、住

長・議会議員の任期、新町の予算編成・執行と旧村の決算事務。合併期日が、住民生活に及ぼす影響などを総合的に検討し、最適な期日を協議、決定しなければなりません。具体的な合併期日は、合併特例法の改正の動向などを見据え、継続して協議することになりました。

民参加のもと広く一般から名称を募集します。新しい名称を募集するため町制意

**第4回 任意合併協議会**  
と き…2月24日 9時30分～  
ところ…役場 3階会議室  
※どなたでも傍聴できます。